

休日窓口開庁課と取扱業務

取扱業務が平日よりも限られています。また、他の機関への確認が必要な業務など、平日と同様には取扱いできない場合がありますのでご注意ください。

●すべての開庁日に窓口を開けています。(下記業務以外は取扱いはしていません。詳細は担当課までお問い合わせください。)

担当課	取扱業務	注意事項・持ち物など
市民課 ☎042-387-9830 (第二庁舎1階)	個人番号カードの交付	市が送付した交付通知書を受け取った方が対象です。事前に市民課へお問い合わせください。(第3土曜日に続く日曜日は交付できませんのでご注意ください。)
	転入届、転出届、転居届	本籍地など他市区町村への照会が必要な場合、または本籍事項の変更が伴う場合は取扱いできません。転入届には転出証明書(注)が必要です。(注)個人番号カードや住基カードをお持ちの方で、カードを用いた転出(特例転出)をされた方は転出証明書に代わってカード(暗証番号の入力をしていただきます)をお持ちください。ただし、カードを用いた転入(特例転入)は他市区町村端末と連携が必要なため、取扱いできない場合があります。※国外からの転入届は、他市区町村端末との連携等が必要となるため、取扱いできません。
	住民票の写しの交付(除票の写しを除く。)	請求できる方は、本人および同一世帯の方です。
	住民票記載事項証明書の交付	その他の方は、委任状が必要です。
	年金現況証明書の交付	なお住民票の広域交付はできません。
	住民票除票の写しの交付	請求できる方は、本人のみです。その他の方は委任状が必要です。
	印鑑登録・廃止申請	手続きが複雑です。事前に市民課へお問い合わせください。
	印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証(カード)が必要です。
	戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)の交付	届け出してから交付できるまでに日数がかかる場合があります。請求できる方は、戸籍に記載されている方またはその配偶者および直系血族にあたる方です。その他の方は委任状が必要です。
	除籍・改製原戸籍の謄本、抄本の交付	なお戸籍証明書の広域交付はできません。
	戸籍の附票の交付(除籍の附票を含む。)	事前に市民課へお問い合わせください。
	身分証明書の交付	請求できる方は、本人のみです。その他の方は、委任状が必要です。
	戸籍届出の受領	他市町村などへの照会ができないため、届出をお預かりします。
	不在住・不在籍証明書の交付	
	町名地番変更証明書の交付	事前に市民課へお問い合わせください。
	母子健康手帳の交付	本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。
畜犬登録事務	飼い犬の登録事項の変更届の際に、他市町村への照会が必要な場合などを除きます。	
<p>※各種届出や証明書等交付の際にご本人確認を実施しています。個人番号カード・住民基本台帳カード(写真付き)・運転免許証・パスポート等をお持ちください。</p> <p>※個人番号カードに係る業務は、システムメンテナンス実施日(第3土曜日に続く日曜日)は、取扱いできません。</p> <p>※転入・転居・戸籍届出等により住所や氏名等に変更があった場合には、窓口に個人番号カード、住民基本台帳カードをお持ちください。記載事項変更手続きが必要です。</p>		
保険年金課 ☎042-387-9833 (第二庁舎2階)	加入の手続き(資格取得届)	事前に必要書類等をご確認ください。職場等の健康保険を離脱された方は、その資格取得日及び喪失日が確認できる書類と本人確認できる書類(個人番号カード・運転免許証・パスポート等)をお持ちください。※過去や現在の就労状況、世帯構成等によって加入できる健康保険が異なりますので、事前に保険年金課へお問い合わせください。
	やめる手続き(資格喪失届)	新しく職場等の健康保険に加入された方は、該当する全員分の新しい被保険者証と国民健康保険被保険者証をお持ちください。
	転居・世帯主変更等の手続き(資格異動届)	国民健康保険被保険者証と本人確認ができる書類(個人番号カード・運転免許証・パスポート等)をお持ちください。
	保険証の再交付等	本人確認ができる書類(個人番号カード・運転免許証・パスポート等)をお持ちください。
	療養費受付	診療報酬明細書(レセプト)、領収書(原本)、診断書、国民健康保険被保険者証、通帳等をお持ちください。申請内容により必要書類が異なりますので、事前に保険年金課へお問い合わせください。
	高額療養費受付	市から送られた申請書をお持ちの方のみ受け付けます。申請書、領収書、通帳をお持ちください。
	出産育児一時金・葬祭費受付	事前に必要書類等をご確認ください。出産育児一時金の貸付申請は、事前に保険年金課へお問い合わせください。
	保健事業(人間ドック等)受付	各病院に予約をされた後、国民健康保険被保険者証をお持ちの上、補助金申請をしてください。
	簡易申告	前年の収入が分かるようにして来庁ください。
	<p>※後期高齢者医療及び国民年金事務は、休日窓口では行っていません。</p>	

●月初めの開庁日のみ窓口を開けています。(下記業務以外は取扱いはしていません。詳細は担当課までお問い合わせください。)

担当課	取扱業務	注意事項・持ち物など
納税課 ☎042-387-9823 (第二庁舎3階)	収納窓口事務	収納できる(納められる)税は、市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税です。納税相談の方は、事前に納税課へお問い合わせください。
	納付書の再発行	
	納税相談	
<p>※証明書の交付及び口座振替申請の受付は、休日窓口では行っていません。</p>		
子育て支援課 ☎042-387-9839 (第二庁舎3階)	児童手当の新規申請及び異動申請受付	健康保険証(申請者のもの)・預貯金通帳・個人番号カード(新規申請のみ)などをお持ちください。
	児童育成手当の新規申請及び異動申請受付	戸籍謄本など理由によって異なりますので、事前に子育て支援課へお問い合わせください。
	児童扶養手当の新規申請及び異動申請受付	戸籍謄本など理由によって異なりますので、事前に子育て支援課へお問い合わせください。
	愛育手当の新規申請及び異動申請受付	在籍証明欄に施設等代表者が記入・押印した申請書、預貯金通帳をお持ちください。
	乳幼児医療費助成の新規申請、異動申請及び現金給付申請受付	健康保険証(子どものもの)、個人番号カード(新規申請のみ)、医療費領収書・印鑑(現金給付申請のみ)などをお持ちください。
	義務教育就学児及び高校生等医療費助成の新規申請、異動申請及び現金給付申請受付	
	ひとり親家庭等医療費助成の新規申請、異動申請及び現金給付申請受付	戸籍謄本など理由によって異なりますので、事前に子育て支援課へお問い合わせください。
	各種手当の受給証明交付	印鑑及び本人確認ができる書類(個人番号カード・運転免許証・パスポート等)をお持ちください。
児童扶養手当受給者JR定期割引券、都バス・都営地下鉄無料バスの交付	児童扶養手当証書、印鑑、特定者資格証明書(申請時または更新時は写真が必要)をお持ちください。	